

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け貿局第1号・輸出注意事項24第18号）

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I～V (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 (略)</p> <p>別表2の付表</p> <p>1～15 (略)</p> <p>16 外為令別表の11の項(4)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第3項第一号、第五号チ又は第七号のいずれかに該当するもの</p> <p>17～21 (略)</p> <p>別表3～別表5 (略)</p> <p>別記1～別記5 (略)</p> <p>様式1</p> <p style="text-align: center;">輸出許可・役務(プログラム)取引許可申請内容明細書</p> <p>輸出許可・役務(プログラム)取引許可申請の内容について、以下のとおり補足説明をいたします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(略)</p> <p>※輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外国為替令別表の16の項の中欄に掲げるプログラムの提供の場合 (該当するものに■又は☑印を付すこと)</p> <p><input type="checkbox"/>輸出貿易管理令第4条第1項第三号イ</p> </div>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I～V (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 (略)</p> <p>別表2の付表</p> <p>1～15 (略)</p> <p>16 外為令別表の11の項(4)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第3項第一号、<u>第二号イからニまで若しくはト、第三号</u>、第五号チ又は第七号のいずれかに該当するもの</p> <p>17～21 (略)</p> <p>別表3～別表5 (略)</p> <p>別記1～別記5 (略)</p> <p>様式1</p> <p style="text-align: center;">輸出許可・役務(プログラム)取引許可申請内容明細書</p> <p>輸出許可・役務(プログラム)取引許可申請の内容について、以下のとおり補足説明をいたします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(略)</p> <p>※輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外国為替令別表の16の項の中欄に掲げるプログラムの提供の場合 (該当するものに■又は☑印を付すこと)</p> <p><input type="checkbox"/>輸出貿易管理令第4条第1項第三号イ又は第四号イの規定</p> </div>

「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」の〔第一号、第二号、第三号〕
輸出貿易管理令第4条第1項〔第三号ロ、第三号ハ、第三号ニ〕

貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ
「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合」の〔第一号、第二号、第三号〕

貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項
〔第七号ロ、第七号ハ、第七号ニ〕

(略)

様式2～様式22 (略)

「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」の〔第一号、第二号、第三号〕
輸出貿易管理令第4条第1項〔第三号ロ又は第四号ロの規定、第三号ハ又は第四号ハの規定、第三号ニ又は第四号ニの規定〕

貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ又は第八号イの規定

「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合」の〔第一号、第二号、第三号〕

貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項
〔第七号ロ又は第八号ロの規定、第七号ハ又は第八号ハの規定、第七号ニ又は第八号ニの規定〕

(略)

様式2～様式22 (略)